

* 門・塀などをつくる時のご注意

道路と皆さんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が境界線より**5センチメートル民地側**となるように設置してください。
このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。

* 建築行為の許可申請手続きについて

土地区画整理事業が完了（換地処分公告の日）するまでの間に次の行為を行うときは、土地区画整理法第76条に基づくさいたま**市長の許可が必要**です。

- 土地の形質の変更
- 建築物**その他の工作物（**ブロック塀、擁壁、カーポート等**）の新築、改築、増築
- 重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積

ご注意！ この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、又は許可条件に違反したときは、さいたま市長から**原状回復命令**又は、**移転**もしくは、**除却命令**が出される場合があります。この命令に違反した場合は**処罰**を受ける場合があります。

* 仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、原則として**事務局の窓口で申請**をしていただき、**翌日以降の発行**となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

* 土地・建物の売買をするときは、ご相談を！

特別な制約はありませんが、今後、土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、土地・建物を売買しようとする時は、事務局へ相談の上、行ってください。

* 権利の届出をしてください（定款第65条及び第67条）

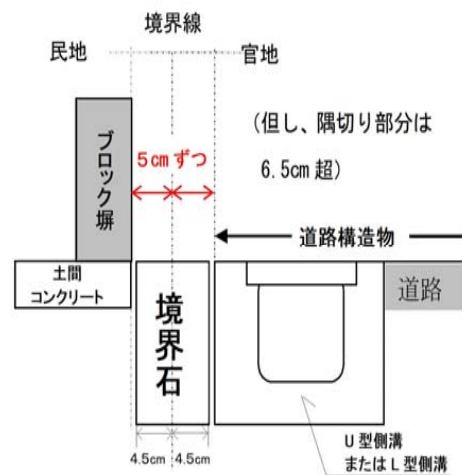
土地の売買や相続等で権利関係に変動を生じた際は、**組合に届出が必要**となります。また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から**※代表者1人を選任**して組合に届け出てください。

- ※ 共有者の方々については、土地区画整理法130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1名を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されませんと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんのでよろしくお願いいたします。

* 民地建柱について

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。

今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



お問い合わせ先（組合事務局）
一般財団法人さいたま市土地区画整理協会
〒338-0002 さいたま市中央区下落合 2-18-6
<http://saitama-kukaku.jp/>

管理課 048-823-5221（資金管理、換地に関すること）
補償課 048-823-5226（建物補償等に関すること）
工事課 048-823-5227（工事に関すること）

区画整理だより



令和3年 9月

さいたま市大門上・下野田特定土地区画整理組合
理事長 高力正男



仲秋の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より当土地区画整理事業の推進にご支援とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大に際しましては、大変なご心配、ご不便な思いをされておりますことと、心よりお見舞い申し上げます。

さて、令和3年7月14日（水曜日）に開催されました「第1回総代会」において令和2年度事業報告、収支決算及び財産目録が承認されましたのでご報告申し上げます。

◆◆ 令和2年度事業報告 ◆◆

令和2年度に実施した主な事業は下記のとおりです。

1. 工 事

- * **築造工事等**
区6-28号線外道路築造工事を行いました。
道路等管理工事を行いました。

2. 補 償

- * **建物等移転補償**
事業により移転が発生する建物等の補償（6件）を行いました。

3. 法2条2項事業

- * **上水道工事**
上水道管の布設工事を行いました。

4. 調 査 設 計

- * **区6-43号線上水道管設計業務**
上水道を整備するための設計図書の作成を行いました。
- * **建物等調査積算業務委託**
事業により移転が発生する建物等の補償調査を行いました。
- * **杭打測量・換地修正外業務委託**
事業に必要な杭の埋設及び分筆に伴う換地図書の修正等を行いました。
- * **街区出来形確認測量業務委託**
道路等の工事の完了に伴い、換地計画の図書作成に先立って、街区点及び画地点の確定測量を行いました。
- * **事業計画書（変更）作成業務委託**
施行期間の延伸、資金計画の見直しをするため事業計画書変更認可申請書の作成を行いました。

5. 保 留 地

- * **保留地処分**
随意契約により2区画の保留地処分を行いました。

《 目 次 》

- * 令和2年度事業報告……P.1
- * 令和2年度工事決算図……P.2
- * 令和2年度収支決算……P.2
- * お知らせ……P.3、4

＜ 主な会議等の記録 ＞

- * **令和2年**
 - ・ 5月 「区画整理だより」発行
 - ・ 6月17日「定期監査」（令和元年度決算監査）
 - ・ 7月10日「令和2年度第1回理事会」
 - ・ 9月13日 改選総会
 - ・ 9月23日 令和2年度第2回理事会
 - ・ 10月 「区画整理だより」発行
 - ・ 10月 8日「令和2年度第1回総代会」
- * **令和3年**
 - ・ 2月25日「令和2年度第3回理事会」「令和2年度第2回総代会」

◆◆ 令和2年度工事決算図 ◆◆



◆◆ 令和2年度収支決算 ◆◆

収入決算額	209,690,160 円
支出決算額	130,429,878 円
収入支出差引額	79,260,282 円 は次年度へ繰り越す

* 収 入

(単位：円)

項 目	決 算 額	摘 要
さいたま市補助金	123,515,456	
保留地処分金	4,183,439	
諸収入	1,000	
繰越金	81,990,265	
収 入 合 計	209,690,160	

* 支 出

(単位：円)

項 目	決 算 額	摘 要
工事費	37,912,392	・道路築造工事等
補償費	12,060,995	・建物等移転補償
法2条2項事業費	4,429,699	・上水道管布設工事等
調査設計費	57,315,713	・杭打測量・換地修正外業務委託 ・建物等調査積算業務委託 ・街区出来形確認測量業務委託等
公債費	7,435	・借入金利子
事務費	18,703,644	・組合運営維持にかかる経常の事務費
支 出 合 計	130,429,878	



* 画地出来形確認測量を行っています。

昨年度より引き続き、画地出来形確認測量を行っています。

画地出来形確認測量とは、画地点を測定し、画地の位置、形状を定めて面積の確認を行う測量作業です。

組合が委託した測量業者には、組合発行の身分証明書を携帯させています。

画地点の測定時には敷地内への立入りをお願いすることもございますが、ご協力のほどよろしくお願い致します。

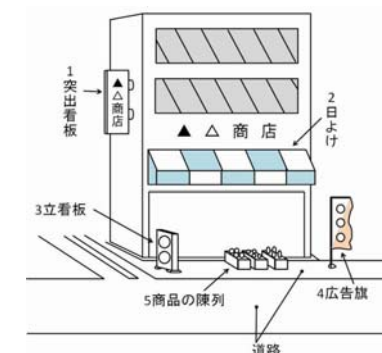


* 道路使用についてのお願い

1. 道路に物を置かないでください。

道路上に物(コンクリート板、道路段差解消ステップ、バリケード、カラーコーン、立看板、広告旗、消火器、荷物、商品、自動販売機など)を置いたままにすることは歩行者、自転車や車の通行の障害になり、交通事故を引き起こす原因にもなります。また、歩行者がつまずいて転倒する事故にもつながります。

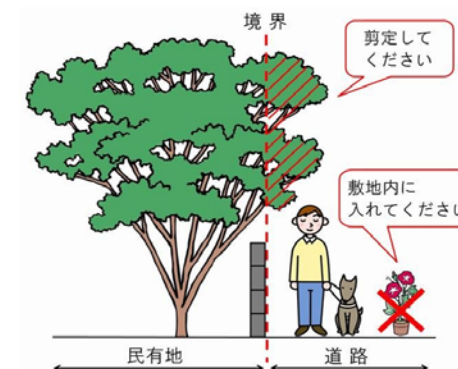
そのため、道路上に物を置いている場合は、取り除くか敷地内に入れるなどの対応を行ってください。



2. 庭木の枝は敷地内で管理してください。植木鉢等は道路・側溝の上に置いてはいけません。

敷地を越えて樹木の枝が歩道や車道へはみ出すと、歩行者や車の通行の障害になり、また、道路の見通しを悪くし、交通事故を引き起こす原因にもなります。枝等が落下した際には、思わぬ事故を引き起こすこともありますので、所有者の方は、樹木の剪定や手入れをしてください。

道路上(歩道・側溝を含む)に植木鉢等を置くことは、歩行者や自転車等の安全・快適な通行の妨げとなり、交通安全上問題となることがありますので、敷地内に入れてください。



3. 道路への土砂流出防止と流出土砂の撤去にご協力ください。

大雨のあとに、畑などの土砂が道路上へ流出し、歩行者や車の通行の障害となることがあります。また、流出した土砂が側溝を埋めてしまい、道路の排水機能が失われてしまう事例も見受けられます。

皆様の道路の安全を確保するため、土地の所有者の方は土砂が流出しないよう防止策をお願いします。万が一、土砂が道路へ流出してしまった場合は、速やかに土砂の撤去をお願いいたします。



道路上に置かれたものや、はみ出したものが原因で事故が発生した場合、物件の所有者が責任を問われる場合があります。道路を歩行者や自動車が安心・安全に通行できるよう、皆様のご協力をお願いします。